

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性の採用および、女性が活躍できる雇用環境の整備を行うために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年12月21日 ～ 令和7年12月20日

2. 当社の課題

- ・依然として、女性技術者への応募が少ない。
- ・当社で初となる女性技術者を採用したのが2017年と女性技術者の歴史が浅く、技術職での産休や育休の取得に課題感が残る。

3. 目標と取組内容・実施時期

目標1：工事部門で女性をさらに1名以上採用し、計画期間中の採用者に占める女性の割合を25%以上にする。

<実施時期・取組内容>

- ・令和4年12月～ 女子学生の応募を増やすため、採用パンフレットの内容を見直し改定、あるいは新規に制作する。
- ・令和5年3月～ 女子学生を含めた学生誘致のため、これまでより対象範囲を広めたインターンシップを企画・開催する。(少なくとも3年間継続)
- ・令和5年12月～ 従業員の働く様子やインターンシップの様子を、SNSを含む各種媒体によって社外へリアルタイムに発信する。

目標2：産休、育児休暇、介護休暇制度の周知および利用促進

<実施時期・取組内容>

- ・令和4年12月～ 各種支援制度に関する自社の課題と社員のニーズを把握する。
- ・令和5年1月～ 相談窓口の整備及び周知と、各種支援制度の周知。
- ・令和5年3月～ 制度利用者へヒアリング実施と、経験談の社内発信。
経験も踏まえ、制度の再整備。
- ・令和7年10月～ 制度利用者と当社のフィードバックおよび制度改善。